

# 成年後見もやい

発行者：NPO法人成年後見もやい  
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第3刊号

2019年7月19日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

## 期待と信頼得て、更なる組織の維持強化を！

特定非営利活動法人成年後見もやい第2期総会開かれる

総会に先立って名古屋第一法律事務所の稲垣宏子弁護士から「親なき後」に備えてと題して講演がありました。

「親なき後」の子の権利をどう守るのかとして、①後見制度の利用 ②遺言制度③信託制度の活用について、具体的な事例を基に話され、理解を深めることができました。

総会の参加者は保護者16名を含む全体で37名の参加でした。

6月22日に成年後見もやいの総会を開催しました。

成年後見もやいの組織は、正会員14団体・個人32名、賛助会員47名、後見支援員20名の組織に成長しています。

家庭裁判所への法人後見申立支援を行ったケースはすべて受任することができました。昨年度の家庭裁判所からの受任は、後見13件、保佐3件の16件で、2019年6月末の現時点においては、20件に達しております。また、後見支援員交流会を毎月開催し、最新情報の学習や担当ケースの報告と情報共有を行い、より豊かな後見業務を目指しています。

財政的には、活動計算書でも明らかなように大きな赤字もなく活動を行ってきました。これは、複数の社会福祉法人や障害者団体・保護者の皆さん等の支えと、スタッフの献身的な取り組みによるものです。

この間の活動での特徴は、ゆたか福祉会の事業を利用する（利用していた）方が全体の約8割となっていること、「親なき後」問題で待ったなしのケース、親族等との関係が希薄なケース、虐待ケース等、深刻なものが多いことです。後見活動の中で、生活保護の受給や成年後見制度利用支援事業を活用に繋げたケースもあります。成年後見制度利用支援事業とは、一定条件（収入、財産）の下、成年後見の申立て費用や後見人に対する報酬を上限で月二万八千円まで助成するという制度です。知恵を集めていろいろな制度活用をおこなえば、誰もが安心して成年後見制度を利用することができると思います。

こうした活動を今の体制（事務局長、パート職員1名）で進めて行くことは困難です。事務局の体制強化や現スタッフを引き継ぐ、新たな担い手の安定した確保策は大きな課題となっています。法人後見事業は、業務の性格上、社会的信頼と安定的運営が求められています。今年中にも法人後見受任が30件を超える見通しです。もやい設立の原点に立ち返り、障害者団体・保護者の団結を強め、安定した運営に向けて事務局体制確立が急務となっており、総会で「もやい運営体制検討委員会」の設置が決定されました。

組織の維持強化に向けての物心両面のご支援ご協力をお願いします。



# 成年後見もやいにかかわって

後見支援員 浅野 美子

末っ子が2017年3月からゆたか福祉会リサイクルみなみに通所。

翌2018年度、保護者連合会（各施設が輪番で担当する）会計担当になり、成年後見もやい設立準備にむけて理事長小松さんが手伝ってくれる人を募っているとのことで、賛助会員になり、今年度から支援員もさせていただくようになりました。



私は子ども3人知的障がいなので、成年後見制度について勉強会には以前から参加していましたが、ほとんどが高齢者に関する事例ばかりで、障害者の利用実態がよくわからなかったので、毎月開催される後見支援員会議ではいろいろ学ぶことばかりです。

今年度、名古屋第一法律事務所 稲垣宏子弁護士の講演会には、予想以上の参加者で、「親なき後」に備え、元気なうちに成年後見制度について学びたい人が増えてきたと実感しています。ただ、待ったなしに今必要としている人も多く、2年目にして19件受任、申立中や相談も含めて、事務局体制も含め、支援する人が足りない状況です。

成年後見もやいは、まだまだ多くの支えてくださる方が必要です。正会員、賛助会員として団体を支え、支援員として保護者・本人を支える方を募っています。

ご一緒に活動してくださる方、お待ちしております！！



稲垣弁護士の

# 講演要旨



“「親なき後」に備える”というタイトルでの講演でした。「親なき後」に直面する課題として、①親なき後、必要な介護や日常的なサポート等で頼れる親族がいないなど、必要な生活上のコーディネートが得られなくなり、日常生活が困難になり、生活基盤が不安定になる、②「親なき後」に生じる契約や相続問題等の権利関係について、法的に本人を擁護する体制が必要になる、の2点を話されました。そして、親なき後の権利をどう守るかについて、障がいをもつ子の親が、自らの老後や死別による子の財産と生活を守る制度として、①後見制度、②遺言制度、③信託制度の3つの制度の話がありました。

成年後見制度について、後見人には、親族、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、NPO等の法人がなれるが、それぞれのメリット、デメリットについて説明がありました。法人後見人のメリットとしては、身元保証人になれることがあること、組織としての機動力、スタッフの心理的負担の軽減、個人の属性に左右されない、長期的継続が可能であること等を挙げられました。ただ、注意することとして、その法人が営利を目的としているか、組織としての信頼関係があるかを見極める必要があると話されました。

また、遺言制度について、自筆遺言と公正証書遺言について説明され、相続開始後の紛争予防としては、より公正証書遺言の方が望ましいとのことでした。

さらに、新しい制度として信託制度についても説明がありました。

事例を踏まえての説明は大変わかりやすく、参加者からの質問に対しても、稲垣弁護士は丁寧にお答えくださいました。

「障がいのある子の権利擁護」のために、取り得る制度は多種多様になってきており、その子の将来の生活にとって、何が最も相応しいのか、適切に情報を取得した上で、可能であれば、家族も含めて協議しながら、選択していくことが大切であると話されました。

稲垣弁護士は、親だけで抱え込まず、信頼できる団体、専門職を含め、色々な人を巻き込んで関係を作っていくことが子の福祉、権利を守ること、不安をなくすことにつながっていくと、最後に、まとめられました。



## 2019年6月末現在の後見等受任状況（単位：人）

	在宅	入院	GH	施設入所	計
後見	2	1	7	7	17
保佐	2			1	3
計	4	1	7	8	20

他に、重度身体障害者（身障グループホーム入居者）の金銭管理業務 2人

### 職員紹介

昨年の9月から成年後見もやいの事務局で事務をさせていただいています。

今回の総会では、想定以上に皆様にご参加いただけて嬉しかったです。ですが、準備した資料が不足してしまい、バタバタして申し訳ありませんでした。

私にも重度知的障害者の息子がおり、毎日生活介護に通っています。その為、勤務できる時間は限られますが、塚本さんや支援員交流会などから、成年後見制度をはじめ、多くの方に子どもたちが護ってもらっていること、親子共に高齢化してきている時代に直面する問題など、日々学ばせていただいています。もっとお役に立てるよう努めますので、今後とも宜しくお願いします。



久米由美子さん



### 事務局からのお知らせ

正会員、賛助会員になって頂いた方、後見支援員に登録して頂いた方をこの会報誌でできるだけ公表し、会員等の連携等に役立てたいと思います。匿名を希望の方は、電話、FAX等でご一報ください。

皆さん方からご相談をお待ちしています。遠慮なくご相談を・・・052-746-9395